

岐阜県学校保健会の表彰等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県学校保健会の振興に寄与した団体及び個人の表彰等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(表彰等をうけることのできるもの)

第2条 岐阜県学校保健会長は、次の各号の一に該当するものに対して表彰等を行う。

1. 本会の発展に寄与し、その成績の優良なるもの
2. 多年職務に精励し、他の模範となるもの
3. その他特に顕著な成績を挙げ表彰することを適当と認められるもの
4. 県学校保健研究大会の開催に多大な貢献をしたもの
5. 岐阜県学校保健会長の推薦を受けたもの

(表彰等)

第3条 表彰等は次の区分により行う。

1. 前条の1及び2、3、5については、表彰状を授与して行う。
2. 前条の4については、感謝状を授与する。

(表彰期日)

第4条 表彰等は毎年県学校保健研究大会の席で行うことを原則とする。

(表彰等の内申)

第5条 表彰候補の内申は、郡市学校保健会会長及び次に示す団体の長が行う。

1. 県医師会長（学校医会）
2. 県歯科医師会長
3. 県薬剤師会長
4. 県小中学校長会長
5. 県高等学校長協会会長
6. 県私立中学高等学校協会会長
7. 県PTA連合会長
8. 県高等学校PTA連合会長

9. 県高等学校教育研究会保健部会長
10. 県小中学校教育研究会養護教諭研究部会長
11. 県小中学校教育研究会栄養教諭・学校栄養職員部会長
12. 県公立幼稚園・こども園教育研究会長

2. 前項の長は、第2条各号の一に該当すると認めるものがあるときは、表彰推薦書を団体については別紙様式第1号で、個人については別紙様式第2号により会長に提出する。
3. 前項の推薦書は、毎年8月31日までに内申する。

(表彰等選考委員会)

第6条 被表彰者の選考に関しては、選考委員会の審査に付するものとする。

2. 前項の選考委員会は、県学校保健会長を委員長とし、副委員長及び顧問で組織する。
県教育委員会は、オブザーバーとして参加することができる。
3. 内申のあった候補者については、必要に応じあらかじめ団体の長の意見を聴取するものとする。

(改正)

昭和48年3月28日

昭和61年3月19日

平成13年2月26日

平成19年2月20日

平成21年2月17日

平成28年6月 8日

令和 3年6月 8日

令和 8年2月 9日

内 規

被表彰者は原則として、

1. 過去において学校保健の功績により、文部科学大臣、県知事、県教育委員会の表彰を受けたことのない個人または団体とする。ただし、永年勤続表彰は除く。
2. 郡市学校保健会長の内申は個人の場合2名以内とする。
その場合、表彰を実施している郡市学校保健会については、表彰を受けたものとする。